

令和6年度

狛江市放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

学童保育所 小学生クラブ 放課後クラブ こどもクラブ



入所（入会）のしおり



電子申請でも受付けています

右のQRコードを読み取り、申請フォームから申請を行ってください。

※パソコンの場合は、市ホームページの必要書類ダウンロードのページに、
申請フォームへのリンクがあります（P.2参照）。

※郵送・窓口でも申請は可能です。



電子申請

申請書類（P.2参照）を揃えて、電子申請又は郵送・窓口にてご提出ください。

※申請は児童ごとに必要です。

【郵送先住所】

〒201-8585 狛江市和泉本町1丁目1-5

狛江市児童育成課放課後対策推進担当 ☎ 代表 03-3430-1111（内線 2318・2319）

◎新年度入所（入会）を希望される方

【新年度入所（入会）申込受付期間】

令和5年11月6日（月）～ 令和5年11月24日（金）

電子申請又は郵送・窓口にて受付します。

必ず保護者が電子申請又は郵送・窓口でご提出ください。FAXでは受け付けません。

※電子申請は、11月24日（金）23:59アップロード完了分まで有効です。

※郵送受付は、11月24日（金）の消印有効です（特定記録郵便で送付してください。特定記録以外で送付された場合、郵送物の責任は一切負いませんのでご了承ください。）。

※窓口受付は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までです。

ただし、臨時窓口として、日曜窓口及び夜間窓口を行います。

○日曜窓口・・・令和5年11月19日（日）午前9時から午後1時まで

○夜間窓口・・・令和5年11月22日（水）午後5時から午後8時まで

受付場所：狛江市役所3階 子ども家庭部児童育成課放課後対策推進担当

※窓口が少ないため、混雑する場合があります。

結果通知発送予定 令和6年1月下旬

※結果通知は入所（入会）内定又は保留、不承認の通知書です。

入所（入会）決定通知書は令和6年2月下旬頃発送する予定です。

※入所（入会）の決定について電話でのお問い合わせにはお答えできません。ご了承ください。

令和6年度 学童クラブ入所申請方法について

どちらかの方法で申請を行ってください

郵送（窓口）申請

下記 QR コード又は市のホームページに掲載するリンクから【仮申請】を行い、受付番号を取得

市のホームページから必要書類をダウンロードし、必要事項を記入

必要書類を期日までに特定記録郵便にて郵送もしくは窓口にて申請

電子申請

下記 QR コード又は市のホームページに掲載するリンクから入会の申込【受付】を開く

フォームに従って入力し、必要な証明書を写真に撮って添付して申請

※詳細は「電子申請 Q&A」を参照ください。



仮申請用



ホームページ



電子申請用



電子申請 Q&A

★年度途中に入所（入会）を希望される方（5月1日～毎月1日入所）

入所（入会）を希望される月の前月15日（15日が閉庁日にあたる場合はその直前の開庁日）までに提出してください。

※定員に空きが出た場合は、待機者のうち、指数が高い方から順にご案内をいたします。

※申請書の有効期限は令和6年度（令和7年3月末まで）です。翌年度については再度入所（入会）の申請が必要です。（待機の方も同様になります。）

目 次

1 学童クラブの主な特徴	1
2 学童クラブの目的	1
3 申込みに必要なもの	2
4 申請から入所決定まで(一斉入所期間にお申込みの方)	4
5 申込み後の流れ(一斉入所期間外にお申込みの方)	7
6 入所(入会)後のお願い	8
7 学童クラブ一覧	9
8 学童クラブ案内図	10
9 学童クラブの概要	11
10 入所(入会)基準	13
11 見学について	17
12 K○K○A(ここあ)のご案内	18
13 よくある質問 ～学童クラブの申請Q&A～	19

校庭や余裕教室など、小学校施設を活用した放課後等の
子どもの遊び場「K○K○A」についても、ご案内を掲載
しています。

詳しくは、18ページをご覧ください。

K○K○A
こ 手元の ども みんな あ っまれ



1 学童クラブの主な特徴

狛江市の放課後児童健全育成事業は、「学童保育所」「小学生クラブ」「放課後クラブ」「こどもクラブ」の4種類（総称「学童クラブ」）があります。主な特徴をご確認ください。

学童クラブ	学童保育所	小学生クラブ	放課後クラブ	こどもクラブ	
対象	小学生 ☆1年生～6年生の児童が対象ですが、低学年優先のため、調整指数において「学年による調整」があります。（P.15 参照）				
実施日	日曜日・休日・年末年始を除く毎日				
実施時間	〔平日〕 放課後～午後5時 (延長保育午後6時45分まで) 〔土曜日・学校休業日〕 午前8時15分～午後5時 延長保育午後6時45分まで、 土曜日は延長なし	〔平日〕 放課後～午後7時 (延長保育午後8時まで) 〔土曜日・学校休業日〕 午前8時～午後7時 延長保育午後8時まで、 土曜日は延長なし ※延長保育の利用には、 別途料金がかかります。	〔平日〕 放課後～午後6時45分 〔土曜日(学校休業中含む)〕 午前8時30分～午後6時 〔学校休業日〕 午前8時30分～午後6時45分	〔平日〕 放課後～午後7時 (延長保育午後8時まで) 〔土曜日(学校休業中含む)〕 午前8時～午後6時 土曜日は延長なし 〔学校休業日〕 午前8時～午後7時 延長保育午後8時まで ※延長保育の利用には、 別途料金がかかります。	〔平日〕 放課後～午後5時 (延長保育午後6時45分まで) 〔土曜日・学校休業日〕 午前8時15分～午後5時 延長保育午後6時45分まで、 土曜日は延長なし
保護者負担	育成料 月4,000円 (間食費分を含む)	育成料 月5,000円 (間食費分を含む) 延長利用 月3,000円 スポット利用1回500円 (補食費分を含む)	間食費等負担金 月3,000円	育成料 月5,000円 (間食費分を含む) 延長利用 月5,000円 スポット利用1回600円 (夕食費分を含む)	育成料 月4,000円 (間食費分を含む)
運営	公営	民営	公営	民営	民営
職員	市職員 非常勤職員	委託先職員	非常勤職員	法人職員	法人職員
施設名称	上和泉学童保育所	岩戸小学生クラブ	第一小学校放課後クラブ	西野川こどもクラブ	猪方みんなの家こどもクラブ
	猪方学童保育所	和泉小学生クラブ	緑野小学校放課後クラブ		
	松原学童保育所	こまっこ小学生クラブ	和泉小学校放課後クラブ		
	東野川学童保育所	寺前小学生クラブ	第五小学校放課後クラブ		
	駒井学童保育所		第三小学校放課後クラブ		
備考			☆各放課後クラブを実施する小学校の在籍児童又は学区内に住所を有する児童が対象です。		

※利用日数にかかわらず、入所（入会）している月は育成料・間食費等負担金が発生します。

2 学童クラブの目的

学童クラブは、保護者の方が働いていたり、長期療養等で、放課後等に家庭で保護育成にあたることのできない世帯のお子さんを対象に、各学童クラブの特徴を活かしながら、子どもたちの遊びや安全管理・生活指導や余暇指導を行い、異年齢の子どもたちとも交流すること等で、子どもたちの健全育成を図ることを目的として実施しています。

3 申込みに必要なもの

入所（入会）
申込関連書式



必要書類は、市のホームページからダウンロードできます。

（ホーム＞申請書ダウンロード＞子ども＞令和6年度学童クラブ

（学童保育所・小学生クラブ・放課後クラブ・こどもクラブ）入所（入会）申込関連書式）

用紙が必要な方は、児童育成課窓口でも配布しています。郵送する場合は、特定記録郵便で郵送してください。

令和6年4月1日時点の内容を記入してください。

申込みに必要な書類 ※児童1名につき1部必要	
<input type="checkbox"/> 放課後児童健全育成事業入所（入会）申請書	
<input type="checkbox"/> 児童台帳	
<input type="checkbox"/> 保護者が家庭で適切な監護をすることができない状況を証明する書類 （以下、「就労証明書等」という） ※両親（同居人含む）分が必要です。	
外勤 （会社に雇用されている方または採用・復職予定の方）	<input type="checkbox"/> 就労証明書 ※原則として、雇用契約上の就労時間帯、就労日を記載してください。シフト制により就労時間等が不規則な場合は、事業所作成の連続した4週間の就労実績がわかる書類又は「連続した4週間の実績表」を別途添付してください。 ※就労証明書の作成者以外が偽造・無断作成・改変（修正液を使った訂正を含む）を行うと、審査の対象にならない場合があります。
自営業内職	<input type="checkbox"/> 就労証明書 ※原則として、雇用契約上の就労時間帯、就労日を記載してください。就労時間等が不規則な場合は、「連続した4週間の実績表」を別途添付してください。 <input type="checkbox"/> 自営を証する書類の写し（下記のいずれか1点） <ul style="list-style-type: none"> ・直近の確定申告書（電子申請により確定申告をした場合には受付番号が付番された申告書〈第1表・第2表〉） ・開業届 ・ 契約書（直近3か月が範囲内となっているもの） ・その他（納品書・領収書・メール・通帳の写し等事業の実績が分かる書類〈相手先が分かるもの、直近3か月の各月1点ずつ〉） ※家族従業者を証する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・給与明細（直近3か月分）
保護者に病気や障がいのある方	<input type="checkbox"/> 診断書（任意様式）又は障害者手帳の写し ※診断書は医療機関から発行された診断書の写し なお、診断書には必ず“ <u>児童の保育が困難である</u> ”旨が記載されているものを提出してください。
介護にあっている方	<input type="checkbox"/> 看（介）護状況届出書 <input type="checkbox"/> 介護認定通知書、障がい者手帳、療育手帳又は診断書の写し

就学している方	<input type="checkbox"/> 在学証明書又は合格通知書の写し <input type="checkbox"/> 時間割等のスケジュール表 <input type="checkbox"/> 通学経路及び通学時間の記載のあるもの 等
出産予定の方	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し（出産予定日を確認できるもの） ※ 出産予定の方は、出産予定日から2か月後の末日までは在籍可能です。その後、育児休業を取得する場合は退所（退会）していただきます。
求職活動中	<input type="checkbox"/> 就労確約書（市指定様式・自身で記入） <input type="checkbox"/> ハローワークカード又は雇用保険受給資格者証の写し
該当する方のみ必要な書類	
児童に障がいがある方	<input type="checkbox"/> 愛の手帳や障がい者手帳等、児童に障がいのあることを証明する書類
申請日時点で狛江市内に住所を有していない方	<input type="checkbox"/> 転入予定日・転入先住所を明記した賃貸借契約書又は売買契約書の写し ※ 上記の書類が取得できない場合は、児童育成課までご連絡ください。
ひとり親家庭の方	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療証いずれかの写しが提出できない場合は戸籍謄本の写し <input type="checkbox"/> 単身赴任の場合は赴任期間記載の就労証明書
離婚を前提とした別居中の方	<input type="checkbox"/> 裁判所の呼出状等、離婚手続中であることがわかる書類の写し ※ 離婚を前提とした別居には、住民基本台帳上同居所であるものは原則として含みません。
同居家族が高校生以上の学生の方	<input type="checkbox"/> 在学証明書、学生証等、身分が分かるもの ※ 令和6年度3月に卒業する高校生は進路決定後変更届を提出してください。

※同居人（18歳未満65歳以上は除く）がいる場合は、2ページに記載する就労証明書等をご提出ください。同別世帯は問いません。（同居人が高等学校に在籍している場合は、申請書の同居家族欄に高等学校名等を記入してください。）

※各種証明書類の有効期限は、発行日から**3か月以内**です。

※書類の不足がある場合は、審査の対象とならない場合がありますので、ご注意ください。

求職中の方へ

学童クラブ入所後に離職された方は2か月間は在籍可能ですが、一斉入所受付時に求職中で申請された方は2月末までに就労証明書をご提出ください。

育児休業取得中の方へ

育児休業取得中は、疾病等の理由により保育にあたれない場合を除き、原則として入所（入会）対象となりません。4月1日からの入所（入会）を希望される場合は、5月1日までに復職されることを条件に申込みが可能です。

復職決定後、5月15日までに復職証明書をご提出ください。

例）5月1日復職の場合→4月1日から入所可能

5月2日～31日復職→5月1日から入所可能

※1日が日曜・祝日等で勤務先が休業日であっても、復職日を繰り下げることができません。

医療的ケア児の対応について

医療的ケアサービスの利用にあたっては、申請前に児童育成課へご相談ください。

4 申請から入所決定まで(一斉入所期間にお申込みの方)

入所（入会）申請
(11月) ※一斉入所期間内

■表紙のQRコードを読み取り、申請フォームから申請を行ってください。
■パソコンの場合は、市ホームページの必要書類ダウンロードのページに、申請フォームへのリンクがあります(P.2参照)。
※郵送申請の方は、仮申請を行った上、必要書類を特定記録郵便にてご提出ください。(表紙裏面「令和6年度 学童クラブ入所申請方法について」参照)

提出期間：【電子申請】令和5年11月24日(金)23:59アップロード完了分まで
【郵送】令和5年11月24日(金)消印有効
【窓口】令和5年11月24日(金)17時まで

追加、訂正書類提出

ご提出頂いた書類に不備、追加書類がある場合の追加提出、再提出は、下記の期日までに提出してください。
※この期日までに提出できないと、期間外申請となり5月以降の入所のご案内になるのでご注意ください。

【電子申請】令和5年12月8日(金)23:59アップロード分まで
【郵送】令和5年12月8日(金)消印有効
【窓口】令和5年12月8日(金)17時まで

審 査

■入所（入会）基準に基づき、点数化して入所の優先順位を決定します。
※虚偽の申請があったと判明した場合には入所（入会）申請を取り消します。

入所（入会）内定通知
(1月下旬頃)

入所（入会）内定の方へ、郵送で通知します。

入所（入会）保留通知

- 希望施設に入所が叶わなかった場合、入所（入会）保留通知を郵送で通知します。
- 定員に達していない学童クラブを希望される場合は、期日までに希望施設変更のお手続きが必要となります。

入所（入会）不承認通知
(1月下旬頃)

入所（入会）の可否の決定において、入所（入会）が不相当と認められた方へ、郵送で通知します。

希望施設変更後、追加内定された方

締切後に再審査を行い入所可能となった方のみ、随時ご連絡いたします。



口座振替の手続き（西野川こどもクラブ・猪方みんなの家こどもクラブを除く）

（～3月中旬頃まで）

- 育成料、間食費等負担金は、口座振替による納入をお願いします。
 - 口座振替申込書は、新規入所（入会）の方のみ、内定通知書に同封予定です。金融機関にて口座振替利用のお手続きをお願いいたします。なお一部の金融機関では Web 口座振替受付サービスを実施しています。詳しくは、内定通知書に同封される案内をご確認ください。
 - 育成料、間食費等負担金の納期限（引き落とし日）は、原則毎月末です。
- ※入所（入会）2年目以降に、学童保育所・小学生クラブから放課後クラブへ、又は、放課後クラブから学童保育所・小学生クラブへ、入所（入会）学童クラブが変更となる場合は、改めて口座振替利用のお手続きが必要です。
- ※利用日数にかかわらず、入所（入会）している月は育成料・間食費等負担金が発生します。
- 西野川こどもクラブ・猪方みんなの家こどもクラブ育成料は事業者へ納入となります。お支払い方法については、事業者から別途通知いたします。



面談

（2月中）

- 新規入所（入会）にあたって、事前に保護者の方と学童クラブの職員と 15 分程度の面談をしていただきます。お子さんの同伴は可能です。
- 面談は、提出していただいた児童台帳を基に実施されます。
- 面談日については、内定通知とともに郵送にて通知する予定です。（1月下旬頃）ご都合が悪い場合は、各学童クラブ職員と改めて日程の調整をしていただきます。
- 提出いただきました書類、面談の結果とその他審査等に基づいて入所（入会）の可否を決定します。
- 前年度と同じ学童クラブに継続して入所（入会）する場合は、原則面談は行いません。
- 食物アレルギー対応を希望される場合は、毎年面談の上専用の書類をご提出いただきます。



入所（入会）決定通知

（2月下旬頃）

- 入所（入会）が決定した場合は、入所（入会）決定通知書を郵送します。





育成料・間食費等負担金減免申請のお手続き

(～3月末) ※月末日が閉庁日にあたる場合はその直前の開庁日まで

- 4月分から育成料及び間食費等負担金の免除を希望される方は、3月中に児童育成課窓口（市役所3階）又は郵送にて手続きを行ってください。
- 前年度に免除となっている方も、改めて手続きが必要です。
- 各年の1月1日現在、狛江市外にお住まいだった方は、お住まいだった区市町村の非課税証明書が必要となります。

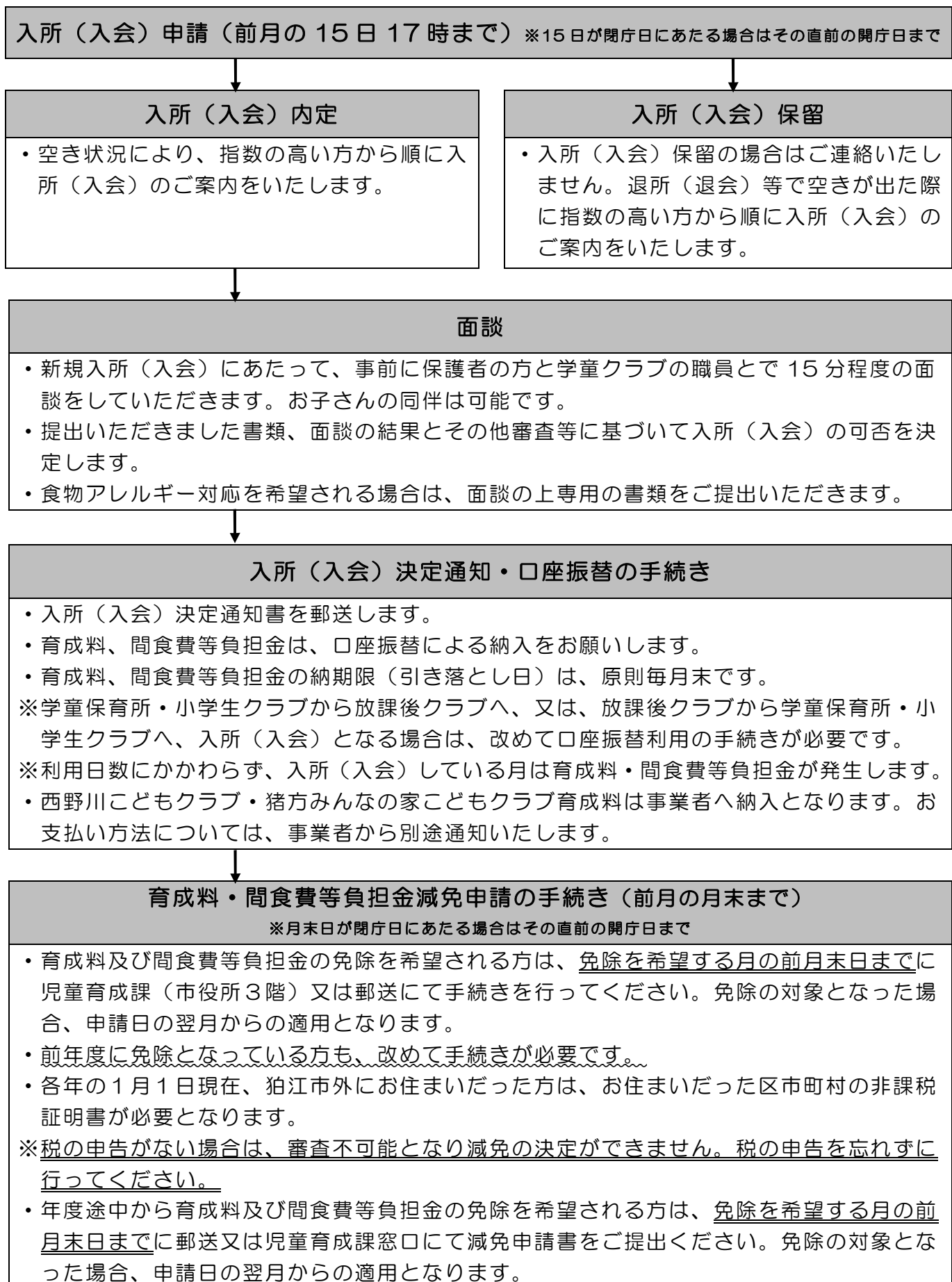
免除になる世帯

1. 生活保護世帯
2. 市民税非課税世帯
 - 前年度非課税 ⇒ 4～6月分免除
 - 今年度非課税 ⇒ 7月～翌年3月分免除

※税の申告がない場合は、審査不可能となり減免の決定ができません。税の申告を忘れずに行ってください。

- 年度途中から育成料及び間食費等負担金の免除を希望される方は、免除を希望する月の前月末日までに郵送又は児童育成課窓口にて減免申請書をご提出ください。免除の対象となった場合、申請日の翌月からの適用となります。

5 申込み後の流れ(一斉入所期間外にお申込みの方)



6 入所(入会)後のお願い

入所(入会)後、申請時に提出した書類等の内容に変更が生じたときは、すみやかに児童育成課へ届け出てください。

関係する書類は各学童クラブ又は市役所3階児童育成課でお渡しすることができるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

(ホーム>申請書ダウンロード>子ども>令和6年度学童クラブ(学童保育所・小学生クラブ・放課後クラブ・こどもクラブ)入所(入会)申込関連書式)

学童クラブへの入所(入会)後、申請書に記入した内容に変更があったとき



関連書式

- ・保護者の勤務日数や曜日、時間の変更(※就労証明書が必要です)
- ・保護者の転職(※就労証明書が必要です)
- ・保護者の退職
(学童クラブ入所後に保護者が離職し、求職する場合、離職後2か月間は在籍可能です。)
- ・保護者が入所(入会)している児童の弟妹出産後、育児休業を取得するとき
(※育児休業開始予定月の前月15日(15日が閉庁日にあたる場合はその直前の閉庁日)までに届出が必要です。)
- ・転居、転校、電話番号や氏名等の変更、その他家族状況に変化があったとき
- ・児童の病気や怪我等で月15日以上欠席すると見込まれるとき

就労状況等に変更があったにも関わらず、届出がなく、学童クラブ入所(入会)の必要がないと判断した場合は、入所(入会)決定後でも、退所(退会)となる場合があります。

学童クラブを退所(退会)するとき

当月15日(15日が閉庁日にあたる場合はその直前の閉庁日)の17時までに郵送又は窓口(各学童クラブ又は市役所児童育成課)にて、退所(退会)届の提出をお願いします。郵送の場合は締切日必着です。

右のQRコードからも電子申請で手続きが行えます。



退所(退会)届提出

※学童クラブの待機について

待機中の学童クラブに空きが出た場合、年度中にご案内します。緊急連絡先にご連絡しますが、回答期限までに連絡がない場合は辞退とみなし、次の方へご案内しますのでご了承ください。



7 学童クラブ一覧

施設名	所在地	所在学区	定員	電話
上和泉学童保育所	和泉本町4-7-51 上和泉地域センター内	緑野小	50人	3489-7530
猪方学童保育所	猪方2-7-1 狛江市立猪江第二中学校 校内	六小	50人	未定
松原学童保育所	和泉本町1-14-3	一小	50人	3489-9380
東野川学童保育所	東野川1-6-3	五小	50人	3480-8709
駒井学童保育所	駒井町1-21-6 六小校庭となり	六小	50人	3489-2877
岩戸小学生クラブ	岩戸南3-15-1 岩戸児童センター内	三小	80人	3489-5444
和泉小学生クラブ	中和泉3-12-6 和泉児童館内	和泉小	60人	3480-1441
こまっこ小学生クラブ	和泉本町3-31-19 北部児童館内	緑野小	40人	3480-5703
寺前小学生クラブ	元和泉1-23-3	一小	80人	5761-7720
第一小学校放課後クラブ	和泉本町1-37-1 猪江第一小学校 増築棟 2階	一小	80人	3489-2441
緑野小学校放課後クラブ	和泉本町4-3-1 緑野小学校内	緑野小	50人	5497-1140
和泉小学校放課後クラブ	中和泉3-33-1 和泉小学校内	和泉小	70人	3480-1557
第五小学校放課後クラブ	東野川1-36-13 猪江第五小学校隣接	五小	80人	3430-4113
第三小学校放課後クラブ	猪方1-11-1 猪江第三小学校内	三小	40人	5497-5010
第六小学校放課後クラブ	駒井町1-21-1 猪江第六小学校内	六小	50人	3488-1320
西野川こどもクラブ	西野川2-4-15	緑野小	40人	5761-9235
猪方みんなの家こどもクラブ	猪方2-11-16	六小	40人	080-6948-8174

※放課後クラブは実施する小学校の在籍児童又は学区内に住所を有する児童が対象です。

※猪方学童保育所は増築工事のため令和6年度は猪江第二中学校内での実施となります。

8 学童クラブ案内図



市内学童クラブ一覧

■学童保育所

- ①上和泉学童保育所 ②猪方学童保育所 ③松原学童保育所 ④東野川学童保育所
- ⑤駒井学童保育所

■小学生クラブ

- ⑥岩戸小学生クラブ ⑦和泉小学生クラブ ⑧こまっこ小学生クラブ
- ⑨寺前小学生クラブ

■放課後クラブ

- ⑩第一小学校放課後クラブ ⑪緑野小学校放課後クラブ ⑫和泉小学校放課後クラブ
- ⑬第五小学校放課後クラブ ⑭第三小学校放課後クラブ ⑮第六小学校放課後クラブ

■こどもクラブ

- ⑯西野川こどもクラブ ⑰猪方みんなの家こどもクラブ

9 学童クラブの概要

■学童クラブの主な一日の流れ

	時 間	こ と が ら
学 校 休 業 日 等	※1	登所 持ち物をロッカーにしまった後、連絡帳を提出します。 ※1 登所開始時間は各学童クラブによって異なります。(P.1 参照)
		学習・自由時間 学童保育所のお友だちと上級生と下級生の隔てなく一緒に遊んだり、本を読んだりして過ごします。 室内：折り紙、トランプ、読書、積み木、工作、ボードゲーム等 屋外：ドッジボール、サッカー、一輪車、なわとび等
	12:00	昼食・食休み 昼食は、ご家庭で用意したお弁当を食べます。
	13:00	自由時間
学 校 授 業 日	下校時	登所 ランドセル等の持ち物をロッカーにしまった後、 連絡帳を提出します。
		自由時間
	15:00頃	おやつ
	16:45 ~17:00	帰りの会~降所 報告することや連絡事項を伝えます。 重要なことは、連絡帳やおたよりを通して伝えます。 連絡帳を受け取り、帰宅します。
	17:00~	※17:00以降のスケジュールは学童クラブにより異なります。

- 主な活動場所 各学童クラブ内及びその園庭など
- 出欠の確認・把握 あり
- おやつの提供 あり
- 障がい児の受け入れ 各学童クラブおおむね3人程度
- 運営及び職員配置

施 設 名	設 置	運 営	職 員 配 置
学童保育所	狛江市	狛江市	市職員及び非常勤職員
岩戸小学生クラブ 和泉小学生クラブ 寺前小学生クラブ	狛江市	(社福) 雲柱社	(社福) 雲柱社職員
こまっこ小学生クラブ	狛江市	(株) こどもの森	(株) こどもの森職員
放課後クラブ	狛江市	狛江市	非常勤職員
西野川こどもクラブ	(社福) 調布白雲福祉会	(社福) 調布白雲福祉会	(社福) 調布白雲福祉会職員
猪方みんなの家こどもクラブ	(社福) 純生喜狛会	(社福) 純生喜狛会	(社福) 純生喜狛会職員

■各学童クラブの 17：00 以降の流れ

【学童保育所】

時 間	こ と が ら
17：00 ～18：45 (延長時間)	自由時間 室内での活動となります。 指定した時間で帰ります。 ※18：00 以降の帰宅は、原則お迎えをお願いします。

【小学生クラブ】

時 間	こ と が ら
17：00 ～19：00	自由時間 小学生クラブ室、図書室（図書スペース）の活動になります。 指定した時間で帰宅となります。 ※延長保育利用の場合、
19：00～ 20：00 (延長保育)	18：30～19：00 に補食(延長利用料金に含まれます)の提供があります。 ※18：00 以降の帰宅は、原則お迎えをお願いします。

【放課後クラブ】

時 間	こ と が ら
17：00 ～18：45	自由時間 室内での活動が基本です。 指定した時間で帰宅となります。 ※18：00 以降の帰宅は、原則お迎えをお願いします。

【西野川こどもクラブ】

時 間	こ と が ら
17：00～ 19：00	自由時間 育成室での活動になります。 指定した時間で帰宅となります。
19：00～ 20：00 (延長保育)	※延長保育利用の場合、 19：00 以降に夕食(延長利用料金に含まれます)の提供があります。 ※18：00 以降の帰宅は、原則お迎えをお願いします。

【猪方みんなの家こどもクラブ】

時 間	こ と が ら
17：00 ～18：45 (延長時間)	自由時間 室内での活動となります。 指定した時間で帰ります。 ※18：00 以降の帰宅は、原則お迎えをお願いします。

10 入所(入会)基準

狛江市立学童保育所入所基準

(小学生クラブ、放課後クラブ、こどもクラブについても本基準による。)

基準指数

1 居宅内・外就労

就労 (休憩時間を含む)	週5日又は月20日以上	日中8時間以上の勤務を常態とする。	10
		日中6時間以上8時間未満の勤務を常態とする。	9
		日中4時間以上6時間未満の勤務を常態とする。	8
	週4日又は月16日以上	日中8時間以上の勤務を常態とする。	9
		日中6時間以上8時間未満の勤務を常態とする。	8
		日中4時間以上6時間未満の勤務を常態とする。	7
	週3日又は月12日以上	日中8時間以上の勤務を常態とする。	8
		日中6時間以上8時間未満の勤務を常態とする。	7
		日中4時間以上6時間未満の勤務を常態とする。	6
内職	週5日又は月20日以上	日中6時間以上の勤務を常態とする。	6
	週4日又は月16日以上	日中6時間以上の勤務を常態とする。	5

2 出産・疾病・障がい

出産・ 疾病・ 障がい	出産前後の休養のため保育にあたることができない場合 (出産予定日の前後2か月)		8	
	疾病	入院(入院内定者も含む。)1か月以上	9	
		居宅内療養	常時病臥又は感染症	9
			精神性の疾病で精神障害者保健福祉手帳3級程度以上	9
			精神性の疾病で上記以外の程度	8
			上記以外の疾病で安静を要する状態(常時病臥に至らない程度)	7
	障がい	身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度・2度、要介護認定者	9	
		身体障害者手帳3級・4級、愛の手帳3度・4度、要支援認定者	7	

3 看護（介護）

看護（介護）	居宅外 看護 （介護）	週5日以上かつ日中6時間以上の入院付添い又は居宅外介護を常態	10
		週4日以上かつ日中5時間以上の入院付添い又は居宅外介護を常態	8
		週3日以上かつ日中4時間以上の入院付添い又は居宅外介護を常態	6
	居宅内 看護 （介護）	同居する要介護5認定者又は寝たきりの者を常時介護	9
		同居する要介護4認定者を常時介護	8
		同居する要介護3認定者を常時介護	7
		同居する要介護2認定者を常時介護	6
		上記以外で居宅内介護を必要とする者を常時介護	5

4 その他

その他	災 害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため児童の監護にあたれない場合	10
	求 職	求職のため日中の外出を常態（2か月を限度）	5
	就学等	就学又は技能修得のため、日中に児童の監護にあたれない場合	8
	特 例	その他明らかに児童の監護にあたれない場合	協議

調 整 指 数

1 帰宅時間による調整（通勤時間を含む）

午後7時以降	+3	午後4時30分～午後5時前	-1
午後6時30分～午後7時前	+2.5	午後4時～午後4時30分前	-2
午後6時～午後6時30分前	+2	午後3時30分～午後4時前	-3
午後5時30分～午後6時前	+1.5	午後3時～午後3時30分前	-4
午後5時～午後5時30分前	1	午後2時30分～午後3時前	-5
		午後2時～午後2時30分前	-6
		午後2時前	不承認

2 同居人（同別世帯を問わない）の状況

同居人が自宅内で仕事をしている場合	-1
同居人が自宅にいる場合 （18歳未満及び65歳以上の親族等を除く）	-2
同居人が病気等で自宅療養中の場合 （常時病臥を除く。）	-1

3 学年による調整

1年生	+5
2年生	+4
3年生	+3
4年生以上	-3

4 生活状況による調整

死別、離婚、行方不明、拘禁、未婚、別居又は単身赴任での母子家庭又は父子家庭	+3
---------------------------------------	----

5 障がいによる調整

障がい児	+3
------	----

6 育成料等の滞納による調整

育成料等を6か月以上滞納している場合	-6
育成料等を3か月以上滞納している場合	-4

※入所指数が4点以下の場合は、不承認となり、入所に該当しない。

【入所指数が同点の場合】

指数の高い者から入所の決定を行い、指数が同点の者全てを入所させると学童クラブの定員を超えてしまう場合は、以下の順で入所の決定を行う。

- ①学齢が低い児童
- ②ひとり親（死別、離婚、行方不明、拘禁、未婚、別居又は単身赴任での母子家庭又は父子家庭）の児童
- ③保護者等の帰宅時間（通勤時間を含む）が遅い児童
- ④居宅外勤務をする保護者の児童
- ⑤妹弟の保育園・幼稚園送迎がある児童
- ⑥短時間勤務制度を利用していない方
- ⑦同居の小学4年生以上の兄弟がいない児童

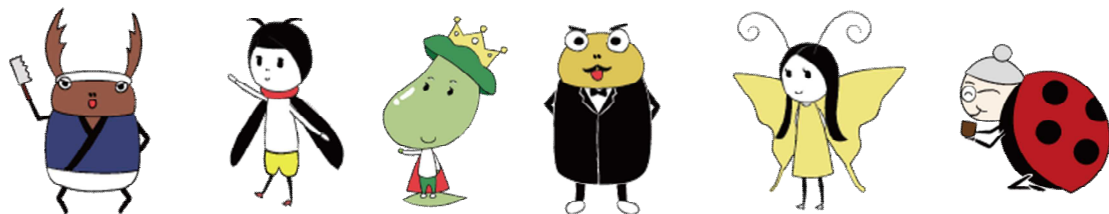
(注記)

- 1 入所の決定は、父母のそれぞれの監護に欠ける要件を基準指数のいずれかにあてはめ、この基準指数から調整指数を加減し、残りの指数（以下「入所指数」という。）の低い父又は母（ひとり親の場合はその親）を審査対象者とし、入所指数の高い者の児童から入所決定をする。
- 2 居宅外就労とは、※1外勤又は※2居宅外自営をいう。
※1外勤とは、自宅から離れて雇用されて就労することをいう。
※2居宅外自営とは、自営であっても、行商等に従事している場合や自宅と店舗・事務所がおおむね100メートル以上離れていることをいう。
- 3 就労または就学時間にかかる通勤・通学時間は、就労場所または就学場所から自宅までの最も合理的な手段を利用した場合に要する時間とする。
- 4 居宅内就労とは、自宅において事業に従事することをいい、自宅と店舗・事業所が同一家屋内又はおおむね100メートル未満の場合も含むものとする。
- 5 内職とは、居宅内において賃仕事に従事していることをいう。賃仕事の認定は、就労形態及び収入の実績を考慮して行う。ただし、その収入が生計に占める割合が大きい場合には、自営とみなす。
- 6 シフト制等時間が不規則な就労を常態とする者については、就労証明書の内容に基づき、同等の基準指数を採るものとする。
- 7 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）による育児休業を取得する期間は、保育の実施基準に該当しない。ただし、育児休業中の者が、月の途中から復職することが確実なときは、保育の実施基準要件が発生する日の属する月の1日から保育の実施を認めることができる。月の初日に復職するものにあつては、その前月から保育の実施を認めるものとする。
- 8 離婚は家庭裁判所において離婚調停中のものを含む。
なお、離婚を前提とした別居は、住民基本台帳上同居所であるものは原則として含まない。
- 9 出産予定日の前後2か月とは、出産予定日の2か月前から出産日の2か月後までをいう。
- 10 精神性とは、精神性疾患及び知的障がいをいう。
- 11 感染症とは、医師が隔離を必要と認めた疾患をいう。
- 12 安静を要するとは、医師がおおむね1か月以上自宅療養を必要と認めた疾患をいう。
- 13 要介護認定者とは、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護等認定で、要介護1から要介護5までに認定されている者をいう。ただし、認定期間が既に過ぎているものはこれに含まない。
- 14 要支援認定者とは、介護保険法に基づく要介護等認定で、要支援1又は要支援2に認定されている者をいう。ただし、認定期間が既に過ぎているものはこれに含まない。
- 15 居宅外介護とは、入院の付添い（完全看護の場合、医師の指示等により特別に必要な場合）及び通院や施設等の通所の付添い又は同居家族以外の者の介護をすることをいう。ただし、付添い及び介護に対し報酬を得ている場合は除く。
- 16 居宅内介護とは、自宅において同居する家族に対し、主たる介護者として日中ほぼ常時介護を行う場合をいう。ただし、介護に対し報酬を得ている場合は除く。
- 17 日中睡眠時間となる深夜勤務の場合は、その睡眠時間中は保育にあたれないものとする。
- 18 その他、疑義が生じた場合はその都度協議する。

- 必要な書類が提出されない場合は、指数の決定及び選考に際して不利になることがあります。
- 入所決定時に育成料等の滞納がある場合は、入所を取り消す場合があります。
- 就労証明書の内容に記載漏れ及び疑問な点がある場合は、児童育成課から勤務先や仕事場等に直接確認をとらせていただくことがあります。
- 申請書及び提出書類の内容が事実と違うことが明らかになった場合、入所（入会）基準の要件にあてはまらない場合及び学童クラブ入所（入会）の必要がないと見受けられる場合は、入所（入会）決定後であっても、取り消すことがあります。
- 申請書に第2、第3希望の学童クラブ名を記入しても、第1希望の学童クラブへ入所（入会）することが不利にはなりません。希望欄にご記入のなかった学童クラブへのご案内はいたしませんので、ご了承ください。
- 第2、第3希望の学童クラブへ入所された場合は辞退の意向が無い限り、上位希望学童クラブ入所待機者となります。
- 提出書類の記載事項に変更が出た場合は、すみやかに入所の学童クラブ又は児童育成課へご連絡ください。
- 前年度学童クラブに入所し、長期間にわたり登所していなかった方で、今年度も状況が変わらない見込みの方は、申請をご遠慮ください。

11 見学について

見学を希望する方は、必ず事前に希望施設へお問い合わせください。
 （連絡先や所在場所は9ページ「学童クラブ一覧」をご覧ください。）



こまえ子育てねっと

<https://komae-kosodate.net/>

狛江市の子育て情報サイトです。

QRコードからもご覧になれます。



12 KoKoA(ここあ)のご案内

放課後などの子ども達の居場所づくりのため、小学校施設などを活用して、子ども達の安心・安全な活動拠点を設けています。放課後、家庭に一旦帰宅することなく、そのまま KoKoA ルーム、体育館や校庭などで自由に遊ぶことができます。

(学童クラブと KoKoA の違い)

名 称	学童クラブ (学童保育所・小学生クラブ・ 放課後クラブ・こどもクラブ)	KoKoA
分 類	保育の場	遊びの場
対 象	小学校1年生～6年生	
実施場所	それぞれの施設 (単独施設・児童館・学校等)	各小学校施設 (KoKoAルーム・校庭・体育館)
申請・ 登録方法	保護者が家庭で適切な監護をすることができない場合のみ、申請可能	すべての児童が登録可能 (特別支援学級のお子様については事前にご相談ください。)
過ごし方	遊び・生活指導等	基本的に自由遊び・自由学習
出入り	保護者の申し出る時間にあわせて参加・帰宅	開催時間内は自由に参加・帰宅
休 み	日曜日・休日・年末年始	日曜日・休日・年末年始の他に、学校一斉閉庁日や学校行事等でお休みあり
台風等	休校の場合も実施	休校にあわせて中止
集団下校	学童クラブへ集団下校	集団下校とあわせて中止
保護者負担	育成料または間食費等負担金	無料
職 員	市職員、非常勤職員、委託先職員、法人職員	安全管理員(有償ボランティア)

※第五小学校の KoKoA は、狛江第五小学校隣接の学童クラブ棟での実施となります。

(原則的な実施日時)

	第一小学校	第三小学校	第五小学校	第六小学校	和泉小学校	緑野小学校
平日	授業終了～17:00(※16:30)					
土曜日	9:00～12:00	—	—	10:00～12:00 (ビーチボール)	—	—
学校長期休業日	9:00～17:00(※16:30)					

※冬季(11月頃～1月頃)の終了時間は、16:30となります。

- ・学校行事及び天候等で、中止となる場合があります。
- ・詳細な開催日時は、毎月市のホームページに掲載するKoKoA通信をご覧ください。

登録方法

毎年度当初に、市のホームページから【KoKoA利用登録申込書】をダウンロードの上、必要事項を記入し、事前に登録をお願いします。年度途中でも登録はできます。

※新1年生については、詳細は新入生保護者会にてお伝えいたします。

13 よくある質問～学童クラブの申請Q&A～

Q.	A.
転入・転居予定ですが、申請することができますか？	可能です。申請日時時点で狛江市内に住所を有していない方は、転入予定日・転入先住所を明記した賃貸借契約書又は売買契約書の写しをご提出いただきます。
保育園の入園申請に提出した就労証明書を学童クラブの申請にも利用できますか？	可能です。保育園用に原本1部、学童クラブ用にはそのコピーをご用意し児童育成課にご提出ください。
産休・育児休業取得中でも入所(入会)できますか？	産休中の場合は入所(入会)の要件を満たしますが、育児休業中は入所(入会)の要件に該当しません。ただし、5月1日までに復職されることを条件に4月1日からの入所(入会)申込みが可能です。復職決定後、5月15日までに復職証明書をご提出ください。
求職活動中でも申請できますか？	可能です。就労確約書およびハローワークカード又は雇用保険受給資格者証の写しが必要です。学童クラブ入所後離職された方は2か月間は在籍可能ですが、一斉入所受付時に求職中で申請された方は2月末までに就労証明書をご提出ください。
日によって就労の時間や場所が変わる場合はどのような書類の提出が必要ですか？	シフト制により就労時間等が不規則な場合は、事業所が作成の連続した4週間の就労実績がわかる書類を添付してください。就労場所が変わる場合は、申請日時点の直近で就労の多い場所で通勤時間を算出してください。
申請後に住所や勤務先が変更になる場合はどのような書類の提出が必要ですか？	「記載事項変更届」の提出が必要です。勤務先が変更になる場合は、新たな就労先の就労証明書も提出してください。
申請後に申請を取り下げるときはどうすればいいですか？	「入所(入会)辞退申請書」の提出が必要です。
所在学区以外の学童クラブに申し込みはできますか？	学童保育所、小学生クラブ、こどもクラブは学区に関わらず申し込みができます。放課後クラブは実施する小学校の在籍児童又は学区内に住所を有する児童が対象です。
現在学童クラブに入会しています。次年度も入会を希望する場合、申請が必要ですか？	必要です。学童クラブの入会は単年度ごとの承認となるため、次年度以降も継続して入会を希望する場合は、改めて申請していただく必要があります。なお、現在学童クラブに入会していても、次年度も必ず入会できるとは限りません。また、前年度と同じ学童クラブに入会できるとも限りません。
就労証明書の契約期間が令和6年3月31日までとなっていますが申請はできますか？	可能です。ただし、10の契約の更新が(2. 無)又は未定などの場合は、契約更新後に就労証明書を提出してください。
電子申請が完了したかどうか確認ができますか？	申し込み完了後、自動で確認メールが届きます。「no-reply@logoform.jp」からのメールを受け取れるように設定してください。確認メールが見当たらない場合には、迷惑メールフォルダ等にもないことをご確認ください。